

保険者の情報提供義務 (三)

鄭
燦
玉

目次

- はじめに
- 第一章 日本法の現状と課題
 - 第一節 旧法下における情報提供規制
 - 第二節 二〇一四年改正保険業法における情報提供規制
 - 第一款 WG 報告書
 - 一 問題意識
 - 二 報告書の提言と情報提供ルールの変化
 - 第二款 二〇一四年保険業法における情報提供義務
 - 一 概要
 - 二 改正法令の限界
 - 第三節 課題の提示(以上、一八七卷三号)
- 第二章 ドイツ法における情報提供規制
 - 第一節 二〇〇七年保険契約法における情報提供義務
 - 第一款 内容
 - 一 当事者
 - 二 情報提供の方法と時期(以上、一八七卷六号)
 - 三 情報提供事項
 - 第二款 適用除外と情報受領の放棄
 - 一 適用除外の対象

二 放棄の方式、内容および限界
第三款 その他

一 立証責任

二 保険契約期間中の情報提供

第二節 情報提供義務違反の効果

第一款 クーリング・オフ期間の起算点の繰下げ

一 情報提供義務違反とクーリング・オフ期間との関係

二 永久的クーリング・オフの権利の問題（以上、本号）

第二款 損害賠償

一 賠償範囲に関する問題

二 因果関係の推定

三 クーリング・オフの権利との関係

第三章 日本法への示唆

第一節 契約法における保険者の情報提供義務

第二節 立法論および解釈論の提示

第一款 情報提供の方法

第二款 情報を提供すべき時期

第三款 情報提供事項

第四款 情報提供義務違反の効果

一 特段の救済策の検討

二 保険契約者側が被った損害への救済に関する理論構成

おわりに

三 情報提供事項

保険者が情報を提供すべき事項については、VVG七条一項一文および二項が原則を定めている。

まず、一項一文によれば、保険者が普通保険約款を含む契約条項を交付することを要する。契約条項 (Vertragsbestimmungen) という概念は、予め作成された契約条項 (Vertragsbedingungen) のみならず、当該契約の全条

項 (samtliche Bedingungen) を含むものであり、それゆえ別途口頭で説明されるべき保険契約の本質的要素に関する約定 (保険給付の範囲、保険料) および個別の副次的約定についてもテキスト方式によりそれらの情報が提供されることを要する。⁽¹⁸²⁾ 次に、これとともに、保険者は、一項一文および三項により、二項の規定に基づき法規命令⁽¹⁸³⁾ (「保険契約における情報提供義務に関する命令」)。以下では「保険情報提供令」または「InfV」とも略する) が求める情報を保険契約者に提供することを要する。

情報提供事項に関しては、その内容につき契約締結前の義務と契約締結後のそれとに本質的な相違が存すること⁽¹⁸⁴⁾に鑑みて、これら二つの場合を分けて考察する必要がある (契約期間中の情報提供については、第三款にて略述する)。契約締結前情報提供事項については、まず、InfV 一条において、保険者・引受リスクに関する評価、保険料・契約締結費用にかかわる部門横断的な諸規定が設けられている。次いで、同命令二条において、生命保険に関するいくつかの特則が、一条の規定と切り離された形で設けられている。

1 あらゆる保険部門に適用される事項

契約前情報提供事項は、消費者への情報提供に関する旧 VAG 一〇 a 条別表および非対面販売における保険契約者への情報提供を規定する改正前 VVG 四八 b 条別表で定められていた事項が、少し拡張された形で引き継がれたものである。つまり、私法上は、従来、非対面販売における保険契約に局限された形で適用されていた情報提供義務に関する規定が、現行法のもとでは非対面販売の領域に限らず、あらゆる販売経路および保険部門に転用されることになったのである。⁽¹⁸⁵⁾ InfV 一条一項各号の事項のうち、三号 (送達可能な保険者の所在地)、一三号 (クーリング・オフの権利に関する詳細事項) および一五号 (保険契約の終了、特に解約条件) の事項は、それらの情報が契約条項の交付により提供される限り、強調されかつ明確な形態による提供であることを要する (InfV 一条二項)。後述する商品情報冊子の場合とは異

なり、—透明性⁽¹⁸⁶⁾が十分に確保されているならば—以下の諸情報については、同命令における規定順序に従って提供が行われる必要はないとされる。⁽¹⁸⁷⁾

(1) 同一性情報および所在地の記載(InfV一条一項一号ないし三号) InfV一条一項一号および二号によれば、保険者および保険者のために行為する保険仲介者の事実上・法律上の同一性に関する記載を要する。すなわち、保険契約が締結された保険者および支店が存在する場合はその同一性情報など(一号)、保険仲介者の同一性情報など(二号)が提供されなければならない。なお、三号によれば、送達可能な保険者の所在地などの情報についてもその記載が求められる。

(2) 保険者および引受リスクの明記(InfV一条一項四号、五号、二号) InfV一条一項四号によれば、保険者の主たる事業拠点の記載が求められる。主たる事業拠点とは、国際的に営業をする保険企業の場合において、母国監督主義による認可を得て、それにより、外国事業拠点の監督に関する二〇一五年改正保険監督法⁽¹⁸⁸⁾六一条により受入側国の監督官庁と共同する保険監督の対象ともなる、会社の事務所(所在地)を意味する。⁽¹⁸⁹⁾

同命令一条一項五号は、保険契約者保護基金(基金の名称および所在地に関する情報も含まれる)またはそれに相当する補償規定の存在に関する記載を求めている。

引受リスクについては、基本的には普通保険約款に明記されることになるが、一二号によれば、それとは別に、保険契約が正確にいか⁽¹⁹⁰⁾に成立するかについて記載することを要する。保険契約の締結に際し、誘引モデルを利用する場合⁽¹⁹¹⁾には、簡潔かつ平明にその概略を述べることを要し、特に保険契約者が非法律家であっても、保険契約が正確にいつ成立したか(成立時点)、また保険契約の成立時点と保険保護の開始時点とが異なるときは保険保護がいつ開始するかにつき認識できるような形で明記しなければならないとされる。⁽¹⁹²⁾

(3) 普通保険約款の交付と免責事項(InfV一条一項六号、一七号、四条二項二号) 現行保険契約法—および保険

情報提供令—のもとでも、普通保険約款が情報提供事項の一項目とされていることから、保険約款の事前交付の必要性和という点では、旧 V A G 一〇 a 条の規律が行われていた時代と規律内容にあまり変わりはないとされている。⁽¹⁹⁾

また、普通保険約款については、従来から、保険法における情報提供義務に関する規律以外に民法上の約款規制が別途及んでいた。すなわち、保険契約の場合には、約款を保険契約者に直接交付する以外に、約款組入れの要件を充足させる他の方法、たとえば、当該約款を契約締結の場所に掲示することで契約当事者に約款の内容を認識させること (B G B 三〇五条二項一号後段) は想定しがたいことから、保険約款の交付の必要が生ずることが明らかである⁽¹⁹⁾とされている。

このような理由から、I n f V 一条一項六 a 号という保険関係に適用される保険料率 (料率表) を含む普通保険約款 (A V B einschließlich der Tarifbestimmungen) とは、民法規定から導かれる保険約款の交付義務を再確認するものとされている。なお、約款規制の一般法理によれば、普通保険約款の交付は保険契約の締結時⁽¹⁹⁾に行われれば足りるとされる (B G B 三〇五条二項柱書) ことからすると普通保険約款の提供に関して、保険契約法の情報提供規制が特則として働くのは、V V G 七条一項一文という「意思表示前」・「適時性」の要件のみといえる。⁽¹⁹⁾⁽¹⁹⁾

保険者免責 (Risikoausschlüsse) については、基本的にはそれが B G B 三〇五 c 条一項にいういわゆる不意打ち的約款条項⁽¹⁹⁾に該当するおそれがある場合にのみ特に強調すればよいといえる。ただし、民法に不意打ち条項を規制するルールが既に設けられているにもかかわらず、I n f V 四条二項二号の規定が存在することから、後者の規律が補充的に介入すると解される。すなわち、保険者免責については言及するだけでは足りず、簡潔な記述をすることが求められるとされる。⁽¹⁹⁾

ここでのいう普通保険約款には保険料率表、すなわち保険料、割戻し等についての精確な数値や算式を含む規定も含まれる。厳密には、保険料率表は保険約款にほかならない (die Tarifbestimmungen sind nichts anderes als A V B) と

いえること⁽¹⁹⁾から、保険料率表の情報提供を欠いた場合の効果は狭義の保険約款の提供を欠いた場合と同様になる。⁽²⁰⁾さらに、InfV一条一項六b号は、保険給付の本質的要素、特に給付の種類、範囲および履行期に関する記載を求めている。その際には、保険契約者が設定できる保険金額の最大限度や自己負担割合は、他の保険者らの提供する様々な保険商品と比較するうえでの重要な判断基準となりうることから、それらの記載の重要性が特に強調されている。⁽²¹⁾

以上の諸情報とともに、準拠法の選択、すなわちどの国内法が適用可能なのかについても知らせることを要する(一条一項一七号)。その際には、当該保険契約に適用されるべき法律、およびその法律や裁判管轄に関する契約条項を記載することで足り、具体的な法律規定の摘示は要しないとされている。⁽²²⁾

- (4) 保険料および付加的費用に関する情報 (InfV一条一項七号、八号) 保険料については、すべての税額および保険料を構成するその他の費用を含む総額 (Gesamtpreis: 総価格) に関する記載を要する(七号)。その際には、ユーロ通貨による記載が求められるのが問題となるが、そのような記載が不可能であるか透明性に役立たない場合にまで強制されるとはいえないと解されている。⁽²³⁾ただし、そのときには、保険契約者がその価格を調査できるような計算基礎の記載を要する。生命保険の場合とは異なり、⁽²⁴⁾保険料の構成部分としての契約締結費用および販売費用の提示は求められていない。

InfV一条一項八号によれば、追加発生費用があれば、それについても情報提供を行うことを要する。保険料の中に含まれていない手数料があれば、それを別途記載しなければならない。⁽²⁵⁾

2 生命保険の特則⁽²⁶⁾

- (1) 剰余金の確定および配当 (InfV二条一項三号)

InfV二条一項三号は、生命保険における剰余金の確定

および配当に適用されるべき算定原則および基準の記載義務を定めている。ただし、剰余金配当に関するVVG一五三条一項が明示的合意による剰余金配当の排除の余地を認めているので、普通保険約款において剰余金配当を明示的に排除することは可能である。剰余金の配当状況については、毎年その情報を提供しなければならない(In f V六条一項三号・契約期間中の情報提供)。

(2) 解約返戻金および費用(In f V二条一項四号、一号・二号) In f V二条一項四号は、解約返戻金に関する記載を求めている。「重要な(Ein Betracht kommen)」解約返戻金の記載の意味に関して、判例は、BGB三〇七条一

項二文という透明性原則に基づいて、保険期間が三〇年である場合において七つを超える解約返戻金額の例示が必要であると判示しているの⁽²⁰⁾に⁽²⁰⁾対し、学説は、最初の五年から一〇年間の年度を表記したうえで、二つか三つの解約返戻金額を記載し、期間満了の前の年度の金額を表記することを提案している⁽²⁰⁾。

一方、In f V二条一項一号は、保険料に含まれる費用について、その金額を記載しなければならないと規定するが、とりわけ、契約締結費用については、単一総額(einheitlicher Gesamtbetrag)であることが求められること⁽²⁰⁾から、仲介手数料の個別開示は要しないと解されている⁽²⁰⁾。

「管理費用」は、二〇一四年改正により記載事項として追加された。したがって、現在では、契約締結費用および販売費用のほか、「管理費用」についてもその記載が求められる。

それに加え、In f V二条一項二号は、その他の費用、特に一度限りのまたは特別の原因(Anlass)によつて生じうる費用の記載を義務化している。一号の規定とは異なり、ここでは保険料に含まれていない費用、たとえば入替証券(Ersatzurkunde)にかかる費用が問題となる。

3 商品情報冊子 (Infv四条)⁽²¹⁾

上述したような大量の情報、すなわち、Infv一条ないし三条の規定に基づいて提供されるべき情報の手引書として考案されたのが、同命令四条にいう「商品情報冊子」である。同条一項によれば、商品情報冊子は、保険契約者がBGB一三条にいう消費者である場合に提供されるべき不可欠の情報要素とされている。商品情報冊子は、消費者である保険契約者にとって保険契約の締結における道しるべとなるべきものであり、またこれにより、様々な保険者が販売する同種または類似商品の比較を容易にすることが期待できるとされている。⁽²²⁾このような情報冊子の効用を最大化するため、商品情報冊子は、それが情報冊子であると認識できるよう、提供されるべき他の諸情報よりも前に配置しなければならない (五項一文)。

四条二項は、一項にいう保険契約の締結または履行につき「特に重要な」必須情報を網羅的に説明・定義しているが、二項の定める項目の順序は強行法的なものとしている (五項三文)⁽²³⁾。情報冊子にこれ以上の追加情報を作成することも禁じられており、過剰な記載があつてはならない (五項二文前段の反対解釈)⁽²⁴⁾。二項においては、「記載 (Angabe)」と「言及 (Erwähnung)」という表現が用いられているが、これら二つの概念は厳密に区別して用いられるもので、後者の場合のみ後続の契約関係書類 (保険約款) への参照指示が許容される。⁽²⁵⁾

- (1) 保険の種類、付保されるリスク (二項一号、二号)⁽²⁶⁾ 提案される保険契約の種類 (二号) については、たとえば責任保険、家財総合保険、傷害保険、自動車車両保険といった簡略表記で足り、さらなる細分化は不要であると考えられる。⁽²⁷⁾

二号によれば、当該保険契約において付保されるリスクおよび除外されるリスクに関する記述を要する。除外リスク (保険者免責) には、普通保険約款の免責条項のみならず、保険の種類それ自体に起因する免責も含まれる。⁽²⁸⁾ 付保リスクおよび保険者免責について保険契約者を誤解させないためには、具体例を記載することが望ましいとさ

れている。⁽²¹⁾

(2) 保険料 (二項三号)⁽²²⁾

保険契約者は、三号の記載事項を通じ、保険料額およびその支払時期、ならびに反対給付としての保険保護の期間を一覧で知ることになる。保険料の不払または遅滞の効果についても記載が求められていることから、保険料不払時における保険保護の喪失について言及することを要する。VVG三七条および三八条は保険料支払遅滞の効果について定めているが、それらの規定と情報冊子への遅滞の効果の記載との関係については、若干争いが生じている。ある見解は、法概念を排除した具体的かつ簡潔な記述、たとえば「遅滞 (Verzug)」の代わりに「払込延滞 (Verspätung)」のような表現を使うことを要するとする⁽²³⁾。これに対しては、InfV四条五項二文前段が情報冊子の簡潔さを求めていることから、遅滞の効果について、保険保護の喪失の可能性および情報冊子に後続する契約関係書類の細部規定に言及すれば足りるとする見解もある⁽²⁴⁾。

(3) 給付除外 (二項四号)⁽²⁵⁾

給付除外を定める四号の規定の存在にもかかわらず、これと右に述べた二号という保険者免責とは、実質的には同じであると理解されている。

(4) オプリーゲンハイト (二項五号ないし七号)⁽²⁶⁾

五号ないし七号によれば、それぞれ契約締結時、契約期間中、保険事故発生時におけるオプリーゲンハイトおよびそれらの不遵守の効果について言及することを要する。違反時の効果について、損失額の精確な記載は求められず、後続の書類の記載事項を参照しているならば、違反により保険保護を喪失するという趣旨の情報提供を行うことで足りる。⁽²⁷⁾

(5) 保険保護の期間 (二項八号)⁽²⁸⁾

八号は、保険保護の開始および終了に関する記載を義務付けている。契約締結の時点と保険保護の開始時点とが一致しない場合には、その事実につき、保険契約者に対し明示的に言及することを要する。⁽²⁹⁾ 一定の契約期間が決められたときは、保険保護の終了時点についての言及も必要である。⁽³⁰⁾

(6) 契約の終了 (二項九号)⁽³¹⁾

九号によれば、保険契約の終了の可能性について言及することを要する。契約終了

の可能性とは保険契約者による解約告知を意味する。⁽²²⁾

(7) 生命保険における特別情報 (三項、四項) 三項によれば、剰余金配当付生命保険においては、二項二号にいうリスク記述に加え、VVG一五四条一項の規定により作成すべきモデル計算書⁽²³⁾の存在についても言及しなければならない。

最後に、四項は、生命保険、就業不能保険および疾病保険においては、契約締結費用、販売費用および管理費用、その他の費用を「それぞれユーロ通貨により別個に」記載することを求めている。⁽²⁴⁾

第二款 適用除外と情報受領の放棄

一 適用除外の対象

以上述べたような保険者の情報提供義務に関する規律は、大規模リスクの場合には、その適用が排除される (VVG七条五項一文)。大規模リスクとは、ごく簡略化していうと、保険監督法別表所定の①運送保険、責任保険、②信用保険、保証保険、③資産総額六、二〇〇、〇〇〇ユーロ、純売上高一二、八〇〇、〇〇〇ユーロ、事業年度の平均被雇用者数二五〇人のうち二つ以上の基準を超える保険契約者が加入する物保険、責任保険その他の損害保険により付保されるリスクのことを指す (VVG二二〇条二項)。ただし、自然人たる保険契約者が大規模リスクを付保する場合、保険者は準拠法および管轄監督官庁に関する情報を保険契約者に提供しなければならない (二文)。

また、保険契約者の要求に基づき、電話により、またはネット上で保険契約が成立する場合には、テキスト方式による情報提供を契約締結前に行うことは決して容易ではないことから、保険契約法は、そのような方法で保険契約が締結される場合には、一情報提供義務の全面的適用除外が認められるわけではないが一契約締結後「遅滞なく」情報提供を追完すればよいとして、折衷的解決を図っている (VVG七条一項三文前段)。もともと、契約前情報提供義務が免除さ

れるとしても、そのことがクーリング・オフ期間を直ちに進行させることにはつながらないから、保険契約者は、VVG八条一項の規定に基づくクーリング・オフの権利を行使するにあたり、その起算点が、保険者が情報を追完し提供した時点で繰り下げられたと主張することができ(る) (VVG七条の情報提供義務と八条のクーリング・オフとの関係については後述する)。結局、電話・ネット契約において、契約の浮動的状态を長期間持続させないためには、保険者としては情報提供を遅滞なく追完せざるをえなくなる。⁽²³⁵⁾

VVG七条二項四号を授權根拠とするInfV五条は、電話勧誘の場合につき、以下のような規律を設けている。すなわち、保険者の同一性情報および取引における接触の目的を、冒頭に明示的に開示することを要する(InfV五条一項)。電話勧誘販売であっても、少なくとも①保険仲介者の同一性(二条二項二号)、②送達可能な保険者の所在地(三号)、③保険給付の本質的要素(六b号)、④保険料総額(七号)、⑤追加発生費用(八号)、⑥保険料支払方法(九号)、⑦利用に供された情報の有効期限(二〇号)、⑧保険契約の成立(二二号)、⑨クーリング・オフ(二三号)、⑩契約期間(二四号)に関する諸情報を提供することは求められる(InfV五条二項一文)⁽²³⁶⁾。この場合には、保険契約者が希望すれば追加で提供しうる情報があることと、それらの情報の「種類」についても、たとえば、管轄監督官庁(二条一項四号・二〇号)や契約者保護基金(二条一項五号)といったInfV一条に規定するその他の事項、そして同命令二条以下に規定するすべての情報についても言及しなければならない(InfV五条二項二文)⁽²³⁷⁾。こうして、保険契約者が追加情報の受領を明示的に放棄したときは、当該通話においては、先に述べた①～⑩に関する情報のみを提供すれば足りる(InfV五条二項の全体的解釈)。

二 放棄の方式、内容および限界

保険契約者は、「書面による(schriftlich)別段の意思表示」により、保険契約の締結の意思表示をする前に情報受領

権を「明示的に」放棄することができる(VVG七条一項三文後段・InfV五条二項二文)。保険者が情報を提供しなければならぬことが原則とされている(VVG七条一項一文)ことからすると、情報受領の放棄はあくまでも例外的な場合として想定されているといえる。放棄の及ぶ内容的範囲には、VVG七条二項という情報はもとより普通保険約款も含まれ、また、放棄はあらゆる保険契約について可能であるとされている⁽²³⁹⁾。

情報受領の放棄が効力を有するためには、保険契約者が署名した書面による明示的合意を通じて放棄の意思表示がなされることを要する。そのことから、まず、沈黙や推断的合意だけでは足りないことは明らかである⁽²⁴¹⁾。次に、ファックスやイーメールの場合には、自筆署名は存在しないか書面によるとはいえないことから、BGB一二六条一項という書面方式(Schriftform)としては十分ではない。法文上、書面による放棄であることが求められていることから、たとえば、テキスト方式(BGB一二六b条)により放棄がなされたとしても、書面での放棄ではない以上有効な放棄にはならない。ただし、BGB一二六a条により電子的方式をもって書面方式に代えることはできる⁽²⁴³⁾。さらに、保険者が放棄の意思表示をするための申込書を契約関係書類に添付しておき、保険契約者がそこに署名をする形でも、情報受領の放棄が認められるかどうかについては、見解が対立している⁽²⁴⁴⁾。否定説は、VVG七条一項三文後段は予め用意された書式に従って情報受領の放棄が合意されること(放棄の形式的な合意)を防止する趣旨の規定である⁽²⁴⁵⁾、という理解を議論の出発点とし、申込書上の放棄、すなわち予め用意された「放棄条項」は、BGB三〇五条一項にいう「予め作成された(vorformuliert)契約条項」としての普通取引約款とみなされ、同法三〇七条における内容統制が介入することになり、その結果、二項一号に違反すると指摘する。これに対し、肯定説は、放棄条項にもBGB三〇七条二項一号が適用されると解してしまうと、保険契約法が情報受領の放棄可能性を想定し明文で定めているにもかかわらず、当該規定の実現は事実上不可能となる(規定の存在意味がなくなる)と指摘する⁽²⁴⁶⁾。一方、折衷的な立場を採る部分的肯定説は、VVG七条一項三文後段およびInfV五条二項二文という放棄に関する明文規定が存在することに着目し、それらの規定が存

在すること、BGB三〇七条二項一号にいう法規定からの逸脱の問題はそもそも発生しないと理解する。したがって、BGB三〇七条一項にいう内容統制の問題のみが残るが、これについては、放棄条項は法律上許容はされるが、許容されない放棄条項もありうると解している。つまり、保険契約法においては、情報受領の放棄はあくまで例外的な場合とされているにもかかわらず、放棄条項の運用に際し、放棄が原則形態となっているような場合には、内容統制の適用対象となりうるとする⁽²⁴⁷⁾。

情報受領の放棄が許容される場合であっても、保険契約の締結後遅滞なく、完全な形の情報がテキスト方式により提供される（情報提供を追完する）ことを要する（VVG七条一項三文後段…三文前段の規定の放棄への準用規定）。すなわち、電話等により保険契約が締結される場合と同様に、放棄の及ぶ範囲は契約前情報提供義務に限られる。情報受領の全面的放棄は認められないのである。

第三款 その 他

一 立証責任

契約締結前情報提供義務（VVG七条一項一文）が履行されたかどうかについての立証の問題は、VVG七条の解釈をめぐる議論のうち、実のところ、相当に重要な手続上の問題に属するものとして理解されている。後述するように、VVG七条所定の情報提供義務の違反の効果は、同法八条二項一文一号にいうクーリング・オフ期間の起算点の繰下げにあり、それはまた、保険者が契約関係書類の到達について立証できるかどうかに左右されるといえるからである（同法八条二項三文）。しかし、保険者側が、法的紛争において、法所定の契約関係書類が届いていないという趣旨の、保険契約者側のシンプルな主張に対して反駁することは、実際には極めて困難とされている⁽²⁴⁸⁾。

そこで、立証困難の状況を打開するため、学説および法実務は、事実上の推定の方法により保険者側の立証を容易に

する「一応の証明 (Anscheinsbeweis)⁽²⁴⁾」の考え方を援用する。すなわち、適時の発送が行われ、かつ、郵便配達のプロセスが通常通りであったという一応の証明だけで到達の立証に代えることもできるとされる⁽²⁵⁾。なお、保険者が一般的に同様の發送実務を行っていることについて説得力のある説明をするならば、保険証券の到達から普通保険約款、および教示を含むその他諸情報の到達をも導くことができるとされる⁽²⁶⁾。

保険契約者の意思表示前に契約関係書類を提供する必要のない場合、すなわち電話等により保険契約が締結される場合 (VVG七条一項三文前段) および情報受領の放棄があった場合 (後段) は、契約締結前情報提供義務が免除されるが、契約締結後、情報提供を追完したことについては保険者は依然として立証責任を負担する。このような場合についても、情報提供の追完につき一応の証明による立証責任の緩和が学説上検討されている⁽²⁷⁾。

二 保険契約期間中の情報提供

保険契約の締結後、すなわち保険契約期間中のさらなる情報提供については、VVG七条三項を授權規定とする In f V六条⁽²⁸⁾が規律している。契約締結前情報提供義務が保険者間の競争の促進という観点から課せられているのとは異なり、同規定は、契約の変更ないし修正、または契約の乗換えを伴う解約告知に関する決定を助けることを目的としている。

第二節 情報提供義務違反の効果

VVG七条は、保険者が情報提供義務に違反した場合の効果については沈黙している⁽²⁹⁾。それゆえ、同法七条および保険情報提供令のルールが遵守されなかった場合、すなわち、遅滞・不完全・誤った情報提供または情報提供の不履行の場合であっても、保険契約者の保険契約締結にかかる意思表示が無効とされるわけではなく、保険保護が契約基礎を有

しなくなるような効果をもたらすことはない」と解されている。要するに、情報提供義務違反があったかどうかは、当該保険契約の有効性とは関係がないのである。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

情報提供義務に違反した保険者に対する私法上の制裁としては、普通保険約款の保険契約への非組入れ（民法上の組入れ要件未充足の場合）、保険契約におけるクーリング・オフ期間の起算点の繰下げ、損害賠償請求権の発生等が問題となる。⁽²⁹⁾ また、監督法上の制裁が加わることがありうるほか、履行請求権の発生、差止請求の訴え、競争法上の制裁等の可能性も検討されている。⁽²⁸⁾

情報提供義務が非対面販売指令および生命保険指令のようなEU指令によつて生ずる限り、その違反時の制裁は、有効かつ相当かつ威嚇的なものでなければならぬ（第二次非対面販売指令二一条三項⁽²⁹⁾）。制裁の例として、クーリング・オフに関する規律が第二次非対面販売指令六条に既に設けられており、VVG八条二項は、契約関係書類が保険契約者に到達しなかったときにはクーリング・オフ期間を開始しないことを明文で規定している。もともと、これにより、同義務違反の効果にかかわる諸問題が解決されるわけではないとの指摘もなされており、また、後述するように、クーリング・オフ期間の猶予の上限に関する問題も存在する。さらに、契約上の義務・付随義務違反に関する基本ルールを定めるものとして理解されるBGB二八〇条（債務関係に基づく）義務違反による損害賠償との関係も検討すべきであるとされている。

第一款 クーリング・オフ期間の起算点の繰下げ

クーリング・オフについて定めた二〇〇七年ドイツ保険契約法八条の規定を次に掲げる。

ドイツ保険契約法八条（保険契約者のクーリング・オフの権利⁽²⁸⁾）

¹ 保険契約者は、一四日以内に限り、契約締結の意思表示を撤回（クーリング・オフを）することができる。² クーリング・オフの意思表示は、保険者に対し、テキスト方式によりこれをしなければならず、その理由を示すことを要しない。クーリング・オフの意思表示は、第一文の期間内に発送をすれば足りる。

² ¹ クーリング・オフ期間は、次の各号に掲げる関係書類が、テキスト方式により、保険契約者に到達した時から起算する。

一 保険証券、普通保険約款を含む契約条項、第七条第一項及び第二項に規定するその他諸情報

二 （関係詞節省略）クーリング・オフの権利及びクーリング・オフの法律効果に関する明確に形成された教示

² 保険者は、第二文に規定する関係書類の到達について、その立証責任を負う。

³ ¹ （省略）

² 保険契約者がクーリング・オフの権利を行使する前に、保険契約者の明示的希望に基づき、当事者双方が、契約を完全に履行した場合には、クーリング・オフの権利は、消滅する。

旧法のもとでは、前述した旧VVG 5 a 条一項の規定によるクーリング・オフの権利（Widerspruchrecht）が存在していた（本章序説および第一節第一款二（2）参照）。さらに、その期間が一年を超える保険契約において、保険契約者が保険契約の申込時に旧VAG 一〇 a 条にいう消費者情報を受領した場合には、クーリング・オフの権利（Widerrufsrecht、生命保険以外の保険の場合）および解除権（Rücktrittsrecht、生命保険の場合）が認められていた（旧VVG 八条四項、五項）。これに対し、現行法は、保険契約者に一般的・統一的なクーリング・オフの権利を与えている。

クーリング・オフの要件については、VVG 八条一項が規定しており、それによれば、保険契約者は、保険契約の締結の意思表示を一四日以内にテキスト方式により撤回することができる。クーリング・オフの意思表示には、理由を示

すことを要しない。また、撤回（クーリング・オフ）という表現を用いる必要もない。一四日という行使期間の要件は、クーリング・オフの意思表示を当該期間内に発することと充足される（VVG八条二項二文後段）。生命保険においては、VVG一五二条一項の特則により、三〇日まで延長されたクーリング・オフ期間が認められている。

一 情報提供義務違反とクーリング・オフ期間との関係

保険証券、普通保険約款を含む契約条項、およびVVG七条一項・二項に基づくさらなる情報が完全な形で保険契約者の手元に届き、保険契約者が自己に帰属するクーリング・オフの権利について教示を受けたときに初めてクーリング・オフ期間は開始する。それゆえ、同法七条一項一文の規定に反し、保険契約者が申込みをした後に初めてそれらの情報が提供されたならば、クーリング・オフ期間の起算点はその提供（厳密には受領）時点に繰り下げられる。まず、諸情報が保険契約者にまったく提供されなかった場合には、VVG八条二項一文一号の要件を充足しないことが明らかであるから、クーリング・オフ期間は開始しない（期間が開始しないことの意義については本款二参照）。口頭や電話による情報提供の場合、またはテキスト方式に瑕疵のある場合には、方式の欠缺による法律行為の無効について規定するBGB一二五条を類推適用すればそのような諸情報は無効となるがゆえに、それらの情報が提供されなかったものとみなすべきとされている⁽²⁶⁾。

契約関係書類の到達の成否を判断するにあたっては、普通保険約款とその他の契約情報とを区別して考えるべきであるとする見解が主張されている⁽²⁶⁾。これによれば、普通保険約款に関しては、約款条項が、たとえば明瞭性や理解可能性を欠き、内容統制に関するBGB三〇七条一項により無効であるような場合にも、VVG八条二項一文一号の要件は充足されうる。つまり、普通保険約款自体は保険契約者に適式に交付されていると解され、旧法のもとでは旧VVG五a条に基づくクーリング・オフの権利は発生しなかったし⁽²⁶⁾、現行法のもとではVVG八条にいうクーリング・オフ期間の

開始は妨げられない⁽²⁶⁾。また、普通保険約款が単に不完全な形で交付された場合にも、クーリング・オフ期間は開始すると解されている⁽²⁷⁾。

一方、普通保険約款以外の契約情報については、明瞭性や理解可能性を欠く部分が、理解力のある保険契約者の視点から、契約上の拘束下に入ることを決心するうえで本質的に重要なものであるかどうかが判断基準となる。それゆえ、不明瞭性や理解不可能性により、保険契約者が十分な情報提供を受けたうえで契約締結を決することが妨げられたと考えられる場合に限り、当該情報の契約本質性を認めることができ、その場合にはクーリング・オフ期間が開始しない。反対に、本質的でない部分の情報が不完全であったり、その内容に誤謬があるといった瑕疵ある情報⁽²⁸⁾が提供されても差し支えないと解される（VVG八条二項一文一号の目的論的縮小解釈⁽²⁹⁾）。

二 永久的クーリング・オフの権利の問題

保険契約者が、自己の手に契約関係書類が届いていないことを主張する場合、必須関係書類が完全に交付されていないことや、または保険者側が単にそれを証明できないことは、強力な効果をもたらしうる。すなわち、VVG八条二項一文によれば、一四日間のクーリング・オフ期間は、契約関係書類の到達によって初めて開始するがゆえに、関係書類不到達の主張が認められるならば、保険契約者は長期間経過後であってもなおクーリング・オフをすることが理論上可能となる（いわゆる永久的クーリング・オフの権利⁽³⁰⁾）。このような永久的クーリング・オフの権利については、契約拘束への信頼と相いれないことを理由に期間の上限を考慮すべきとされてお⁽³¹⁾り、そのような観点から、旧法上は、第一回保険料支払後一年（Widerspruchsrecht に関する旧VVG五a条二項四文）または一箇月（生命保険を除く一年を超える期間の保険契約における Widerrufsrecht に関する同法八条四項四文）をもって失権するという効果が付与されていた。しかし、現行VVG八条二項にはそれらに対応する規定は設けられていない。

もつとも、クーリング・オフの上限期間に関する明文規定がないにもかかわらず、学説上は、信義則（BGB二四二条）の見地から、形成権の行使は一定の制限を受けるということについて概ね見解が一致しており、信義則によるクーリング・オフの権利の実体法上の制限は、次の二つの観点から考慮されている。⁽²⁷⁾一つは、矛盾行為禁止という観点である。クーリング・オフの権利を喪失させるには、権利を行使しなかった期間の長さ（時間的要素）および権利を行使しないであろうと信じるに足りる正当な事由の存在（状況的要素）の要件を満たすことが必要だと解される。すなわち、少なくとも、保険契約者が若干の期間において既に保険契約を履行しており、それにより、保険者からみれば、保険契約者がクーリング・オフの権利を行使しないであろうという印象（外観）が生じたと認められることが必要だとされている。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾もう一つは、権利濫用という観点である。クーリング・オフの権利の濫用として認められるのは、それが解約権として転用される場合である。すなわち、保険契約者に形式的にクーリング・オフの権利が帰属している場合でも、保険契約者が、自分が望まない義務を単に免れたいがために、契約全体を解消する目的でその権利を行使しようとする場合には、権利行使の不当性が認められる。⁽³⁰⁾

(28) Schwintowski/Brommelmeier/Ebers, aaO(Fn. 108), § 7 VVG Rn. 36.

(29) 同命令の意義として特に注目すべきは、生命保険の透明性を向上させたこと（Regierungsbegründung zu § 7 II, BT-Drucks. 16/3945, S. 61）と、本質的改革とまでいわれている「商品情報冊子（Produktinformationsblatt）」（InfV四条）を導入したこと（Beckmann/Mausch-Beckmann/Schwintowski, aaO(Fn. 107), § 18 Rn. 59）である。同命令の各条項について、簡単に紹介するものとして、小野寺・前掲注(27)三三—三六頁。

(30) 前者は、成熟した消費者（der mündige Verbraucher, ドイツ保険契約法政府案が想定する成熟した消費者概念について、Regierungsbegründung, BT-Drucks. 16/3945, S. 48）が市場に即した決定をすることを保障することを目的としているのに対し、後者においては、保険契約の調整に関する決定ないし保険契約の乗換えを伴う解約告知に関する決定が問題となる（Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 8）。

(31) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 9.

- (186) 本款二(2)を参照。
- (187) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 10 Fn. 30; *Präve* VersR 2008, 151, 152.
- (188) 以下、条文に言及する場合に「VAG」による略称も適宜用いる。
- (189) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 12.
- (190) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 13.
- (191) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 14.
- (192) MünchKomm-VVG/Armbuster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 157f.
- (193) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 14.
- (194) 普通保険約款の組入を要件とする具体的充足時点については、Bruck/Möller/Beckmann, Grobkommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 9. Aufl. 2008, Einf. C Rn. 77; MünchKomm-VVG/Armbuster, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 160; Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 16.
- (195) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 14.
- (196) 普通保険約款の組入れに関する民法上の規制と、保険契約法における普通保険約款に関する別段の通知規定との関係をいかに捉えるのかという問題については、Bruck/Möller/Beckmann, aaO(Fn. 194), Einf. C Rn. 56.
- (197) Näher *Bruns*, aaO(Fn. 114), § 10 Rn. 11f.
- (198) 後述するように、商記情報冊子の項目における情報の過剰な記載は排除されており、簡潔な説明が行われるということが基本的前提となる。
- (199) *Pröts/Präve*, aaO(Fn. 90), § 5 Rn. 22.
- (200) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 17.
- (201) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 18.
- (202) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 19.
- (203) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 20. これに対し、後述のInfV二条二項、三条二項の規定においては、ユーロ通貨による費用記載が求められている。
- (204) InfV二条一項一号参照。
- (205) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 21. 以下、保険契約者が不完全な根拠資料に基づいた価格比較から保護されるとする。利益相反状況を対象とする情報提供義務を定めた保険販売指令 (EU) 2016/97 一九条の具体的な内容については、得津・前掲注(5)一四一一四二頁参照。
- (206) 代替的疾病保険 (InfV三条) については、Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 33ff.

- (207) BGH, Urteil vom 9. Mai 2001 - IV ZR 138/99 (<http://juris.bundesgerichtshof.de/cgi-bin/rechtsprechung/document.py?Gericht=bgh&Art=en&sid=d136f5163d395cc495d4485699c0b0be&nr=22568&pos=0&anz=1&Blank=1.pdf>).
- (208) ただし、一年以内の保険契約の場合にまでモデル計算が行われなければならないわけではないと理解されており、これはInfVの理由書からも明らかなところである。
- (209) *Präve* VersR 2008, 151, 154.
- (210) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 30. 31. のように、保険情報提供令の規定上は、仲介手数料は直接的な開示対象ではなく、保険者・仲介者が任意に提示しない限り、当該契約締結において実際に支払われることとなる手数料は捉えがたい。一方、保険販売指令(EU) 2016/97 における保険仲介者の手数料開示義務については、前掲注(205)で言及した一九九条の規定を参照。
- (211) 「保険商品情報冊子の標準フォーマットを定める執行欧州命令(Durchführungsverordnung (EU) 2017/1469 der Kommission vom 11. August 2017 zur Festlegung eines Standardformats für das Informationsblatt zu Versicherungsprodukten)」の成立に伴う二〇一八年三月改正の保険情報提供令は、情報冊子の記述項目および内容について、EU法的規準に従うものとしている。
- ただし、InfV四条二項一文の規定によって適用される執行欧州命令四条一項および四項における実質的な規律内容は、同執行欧州命令の成立前のドイツ保険法の規律のもとで用いられていた商品情報冊子の記述項目とさほど変わらないと判断されること等を勘案して、本稿では、二〇一八年末まで有効なバージョンである既存の商品情報冊子について述べることで、執行欧州命令については今後の研究課題としたい。
- (212) 四条にいう商品情報冊子は、学界および業界の要望に基づき、情報提供方法の特則という位置付けにより創設されたものである(詳細につき、VersR 2008, 183 Teil II: Begründung der VVG-InfoV zu Nr. A, B, Zu § 4)。
- (213) Proß/Martin/Rudy, aaO(Fn. 120), § 4 VVG-InfoV Rn. 1.
- (214) Proß/Martin/Rudy, aaO(Fn. 120), § 4 VVG-InfoV Rn. 1. のように、情報冊子に記述されているものが情報の全部ではないという意味で、ここに含まれる情報は網羅的なものではないといっている言及しなければならない(InfV四条五項二文後段)。
- (215) つまり、各情報は、二項の配列に従って提供されなければならない。このような強行法的配列の規律方式は、前掲注(211)で言及した執行欧州命令においてもそのまま維持されている(四条一項・四項参照)。
- (216) 以上のような特徴を総合すれば、商品情報冊子のあり方としては、結局、一覧表としての簡潔な表示が望ましいであろう。
- (217) Proß/Martin/Rudy, aaO(Fn. 120), § 4 VVG-InfoV Rn. 1.
- (218) 前掲注(211)の執行欧州命令四条四項a号およびc号参照。
- (219) Rüffer/Halbach/Schminkowski/Castelnau, Handkommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 3. Aufl. 2015, § 4 VVG-InfoV Rn. 7. など。なお、このような表記においては、非法律家である保険契約者にとってその効用が限定的であるという問題は残されると指摘されている(Bruck/Möller/

Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 47°.

(20) *Bruck/Möller/Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 48.

(22) *Bruck/Möller/Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 48. 保険種類別の具体例について *Proßs/Martin/Rudy*, aaO(Fn. 120), § 4 VVG-InfoV Rn. 4a (付保リスク), 4b (免責).

(22) 前掲注(12)の執行欧州命令四条四項1号参照。

(23) *Bruck/Möller/Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 49.

(24) *Proßs/Martin/Rudy*, aaO(Fn. 120), § 4 VVG-InfoV Rn. 5.

(25) 填補制限に関する前掲注(21)の執行欧州命令四条四項1号参照。

(26) 前掲注(21)の執行欧州命令四条四項1号参照。

(27) *Vgl. Bruck/Möller/Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 50. *Proßs/Martin/Rudy*, aaO(Fn. 120), § 4 VVG-InfoV Rn. 7.

(28) 前掲注(21)の執行欧州命令四条四項1号参照。

(29) 特に「待機期間の存在および効果」ならびに保険料支払が保険者の責任開始要件であることについて言及しなければならぬ (*Proßs/Martin/Rudy*, aaO(Fn. 120), § 4 VVG-InfoV Rn. 8)°.

(30) 保護の終了の時点と契約の終了の時点とが一致しない場合には「前者を特に明記する」ことを要する (*Bruck/Möller/Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 51)°.

(31) 解約告知に関する前掲注(21)の執行欧州命令四条四項1号参照。

(32) 保険者側の一方的な解約可能性 (VVG九二条「一一一条など」)の問題については *Proßs/Martin/Rudy*, aaO(Fn. 120), § 4 VVG-InfoV Rn. 9.

(33) 詳細につき「崔兼圭「ドイツ保険法におけるモデル見積りについての研究」先進商事法律研究(韓国)五七号六三頁以下(二〇一一)参照」。

(34) 改正命令における費用記載に関する規律について「二〇二〇年三月最終改正のInfV四条二項二文前段参照」。

(35) *Bruck/Möller/Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 88.

(36) これらの項目に関しては「保険契約者がその内容を詳細にメモしなくても核心を理解できるように情報提供を行うことが求められる」(*Bruck/Möller/Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 89)°.

情報提供を追求する際には「電話で既に提供された情報、たとえば保険者の同一性情報等に関する資料も、再提供することが求められる」(*Bruck/Möller/Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 95)°.

(37) *Bruck/Möller/Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 90.

(38) 本款にて説明する放棄の要式に関するルールは「はっきり放棄の場合には適用されなく」(*Bruck/Möller/Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 94)°.

- (23) Vgl. MünchKomm-VVG/*Armbüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 159.
- (24) 〃〃〃〃〃〃は範にわたって認められる情報受領の放棄は、BdG指令、とりわけ第二次非対面販売指令 (2002/65/EG) 一二条一項、三条、二〇〇二年生命保険指令 (2002/83/EG) 二六条一項に抵触すると解される余地がある。〃〃〃問題に〃〃〃〃〃〃Regierungsbegründung zu § 7 I, BT-Drucks. 16/3945, S. 60; 坂口・前掲注(6)一四一頁。なお、詳細に〃〃〃〃〃〃MünchKomm-VVG/*Armbüster*, aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 83 参照。
- (24) Bruck/Möller/*Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 91.
- (242) 判例によれば、フォーマックスの紙面には自筆署名の写しがあるのみ、署名自体はなされず、したがって (BGH, NJW 1997, 3169; BFH, NJW 1999, 1422)° Vgl. Bruck/Möller/*Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 92.
- (243) Bruck/Möller/*Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 92.
- (244) Vgl. Bruck/Möller/*Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 93.
- (245) Regierungsbegründung zu § 7 I, BT-Drucks. 16/3945, S. 60.
- (246) Gaul VersR 2007, 21, 23.
- (247) Bruck/Möller/*Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 93; ähnlich auch Franz VersR 2008, 298, 300.
- (248) 契約関係書類 (保険証券) の到達の成否が問題となった裁判例を紹介したものを〃〃〃〃〃〃*Armbüster*, aaO(Fn. 127), Rn. 1013f.
- (249) 一定の事実を立証すれば、その事実から生活経路上当然生ずべき事実も立証されたものとみなさうとする証明方法を〃〃〃。Vgl. *Armbüster*, aaO(Fn. 127), Rn. 1015f.
- (250) ただし、判例は、普通郵便についてすら一応の証明を否認していることからすると、確実を期するためには、費用のかかる配達証明郵便を用いて契約情報を送付せざるをえなくなる指摘を〃〃〃〃〃 (Bruck/Möller/*Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 97)°.
- (251) *Armbüster*, aaO(Fn. 127), Rn. 1016.
- (252) Bruck/Möller/*Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 98.
- (253) 詳細に〃〃〃〃〃〃Bruck/Möller/*Herrmann*, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 38ff.
- (254) 第二次非対面販売指令 (2002/65/EG) 一二条は、非対面販売における保険契約の締結につき、加盟国に対し、同指令の国内法化に伴って導入されるべき法規定に販売者 (保険者) が違反する場合に関する相当の制裁を設けることを求めており (二文)、殊に、消費者 (保険契約者) が費用負担や違約金支払なしにいつでも当該契約を解除 (解約) できる旨の規定を設けることができると定めている (二文)。同規定については、ドイツでは民法規定により意思表示の取消し (二三三条)、継続的債権関係の解約 (三二四条)、損害賠償 (後述) といった救済手段が設けられているがゆえに特段の制裁規定は不要であるという考え方もありうるが、この点につき、坂口・前掲注(81)一四二頁参照、保険者の情報提供義務違反に対してこれらの救済手段が具体的にどのように働くかについては、さらなる検討を要する。

- (25) VVG七条の規定違反は、契約の有効性とは関係しないがゆえに、普通保険約款やその他の契約情報の提供を怠ったとしても、当該契約は浮動
的に、つまり同法八条によるクーリング・オフの権利の行使を解除条件として有効なものである (MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), §
7 Rn. 112, ähnlich auch Ruffner/Halbach/Schminkowski/Schminkowski, aaO(Fn. 88), §7 Rn. 29)。
- (26) 主たる給付記述・保険料のような本質的契約事項に関する情報の欠缺が保険契約の無効につながるのは、ごくまれであるが (Proß/Pätz, aaO,
Fn. 90, §10a Rn. 89)、そのような効果はVVG七条違反によってではなく、契約上の欠缺に起因する (MünchKomm-VVG/Armbrüster,
aaO(Fn. 87), §7 Rn. 112)。
- (27) その他の私法上の効果については整理するものとして、MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), §7 Rn. 139ff.
- (28) これら諸制裁の内容を手際よく整理したものとして、MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), §7 Rn. 113, 148ff.
- (29) 同指令にいう有効かつ相当かつ威嚇的な制裁として認められるのは、保険者が義務を履行しなかった場合に保険者の利益が害されることを内容
とする規律であるとされる (MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), §7 Rn. 111)。
- (30) 前記の同指令二一条の規定により、それ以上の制裁も許容されることを解される (MünchKomm-VVG/Armbrüster, aaO(Fn. 87), §7 Rn. 111)。
- (31) たゞは³⁴ Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), §7 Rn. 74.
- (32) 原語は「Widerrufsrecht」。直訳すると「撤回権」であるが、前掲注(126)の旧VVG五a条に関する説明はこれにも当てはまる。
- (33) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), §7 Rn. 75.
- (34) たゞは³⁴ Armbrüster, aaO(Fn. 127), Rn. 1005.
- (35) Proß/Martin/Proß, Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 27. Aufl. 2004, §5a Rn. 20, 26a.
- (36) Vgl. Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), §7 Rn. 76.
- (37) 普通保険約款の不十分な交付の結果、民法上の約款組入れ要件を充足しなければ、瑕疵ある条項が有効に組み入れられないという効果をもたら
すにすぎない (Armbrüster, aaO(Fn. 127), Rn. 1005)。
- このように、交付された約款が不完全なものであったにもかかわらず、交付され行われればクーリング・オフ期間の開始の要件の充足に支障は
ないと解しても、保険契約者の保護に疎漏はないといえよう。なぜならば、保険者免責を例として挙げると、保険契約者にとってわかりにくい
(透明性が欠如している) 免責条項にはBGB三〇五条二項二文が適用され、当該条項は効力を失うことになるし、免責条項の脱漏のある約款が
交付された場合には、BGB三〇五条二項により当該条項が契約への組入れから排除されることになるからである。
- (38) たとえば、InfV一条二〇号にいう連邦金融サービス監督庁の所在地に関する情報の誤記。
- (39) 契約外の情報の誤謬や単純な編集上のミスといった場合にのみVVG八条二項一文一号の要件充足が認められるとする見解に対する批判につい
て、Armbrüster, aaO(Fn. 127), Rn. 1005.

(270) したがって、保険契約者の立場からは、保険契約の締結後、付保リスクが現実化されるか否かを、まずは待つてみるという機会主義的な対応をとることが可能になつてしまふ (Armbruster, aaO(Fn. 127), Rn. 1012)。永久的クーリング・オフの権利は、立証責任の分配に起因する問題でもある (本章一節三款も参照)。

(271) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 78.

(272) Vgl. Armbruster, aaO(Fn. 127), Rn. 1015, 1017.

(273) Näher Armbruster VersR 2012, 513, 517ff. ただし、これらの要件が充足すると認められるのは、例外的な場合に限られる (Armbruster, aaO, Fn. 127, Rn. 1017)。

(274) 失権が認められるためには、長期間という単なる時間の経過に加え、少なくとも契約不解消への保険者の信頼を根拠付ける事情が存在することが求められるといえようが、保険法においては、教示 (または情報提供) の欠缺に対し、保険契約者が異議を唱えずに保険料を継続して支払つていたという事実が重要であると理解されている。Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 78 は、労働法において特別手当を三回にわたつて留保なしに支払うことが、これに対応するといえるが、これに関する学説上の議論は活発になつていないと指摘している。

(275) Näher Armbruster VersR 2012, 513, 519f. なお、Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 79 は、三年という基準を提示しているが、たとえば、三年の期間が経過する前に保険事故が発生し、保険給付を受領した後、情報提供の欠缺を理由に契約解消することは、信義則違反となるとする。